慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	連合軍進駐直後におけるドイツ警察の治安実践と住民感情： ゲルゼンキルヒェン市警が「特記」した外国人犯罪(1945年)
Sub Title	Die Maßnahmen der Deutschen Polizei zur Öffentlichen Sicherheit Unmittelbar nach dem Einmarsch der Alliierten und das Empfinden der Bevölkerung : In den "Besonderen Vorkommnissen" durch das Städtische Polizeiamt Gelsenkirchen Festgehaltene Verbrechen durch Ausländer (1945)
Author	金田, 敏昌(Kaneda, Toshimasa)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2009
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.3 (2009. 10) ,p.559(125)- 576(142)
JaLC DOI	10.14991/001.20091001-0125
Abstract	ドイツにおける戦後警察の歴史研究は, 今世紀になって萌芽の兆しをみせ始め, 一部で連合軍占領期を対象とする分析の深化が図られている。しかし, 「ドイツ的」な治安機能を解除すべく占領軍が試みた警察政策の「成果」を巡って, 制度・組織上の地域的な多様性が明るみに出たものの, 末端レヴェルの業務実態に根ざした実証研究は, 本格的な段階に到達していないのが現状である。ドイツ警察による治安実践の「現場」は, 如何なるファクターによって突き動かされていたのだろうか。本稿は, その一考察である。 Historical scholarship of postwar police in Germany germinated at the turn of the century, partially enhanced by the deepening of an analysis targeting the Allied army during the occupation. However, regarding the "results" of police policy attempted by occupation forces intended to disable "German" public security functions, while regional diversity has emerged from a systematic and organizational perspective, presently an empirical research rooted in the reality of activities at a detailed level has yet to mature. "What kinds of factors were behind public security practices by the German police as they occurred at the scene?" This study provides one such examination.
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20091001-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

連合軍進駐直後におけるドイツ警察の治安実践と住民感情―ゲルゼンキルヒェン市警が「特記」した外国人犯罪（1945 年）―

Die Maßnahmen der Deutschen Polizei zur Öffentlichen Sicherheit Unmittelbar nach dem Einmarsch der Alliierten und das Empfinden der Bevölkerung –In den "Besonderen Vorkommnissen" durch das Städtische Polizeiamt Gelsenkirchen Festgehaltene Verbrechen durch Ausländer (1945)–

金田 敏昌(Toshimasa Kaneda)

ドイツにおける戦後警察の歴史研究は，今世紀になって萌芽の兆しをみせ始め，一部で連合軍占領期を対象とする分析の深化が図られている。しかし，「ドイツ的」な治安機能を解除すべく占領軍が試みた警察政策の「成果」を巡って，制度・組織上の地域的な多様性が明るみに出たものの，末端レヴェルの業務実態に根ざした実証研究は，本格的な段階に到達していないのが現状である。ドイツ警察による治安実践の「現場」は，如何なるファクターによって突き動かされていたのだろうか。本稿は，その一考察である。

Abstract

Historical scholarship of postwar police in Germany germinated at the turn of the century, partially enhanced by the deepening of an analysis targeting the Allied army during the occupation. However, regarding the “results” of police policy attempted by occupation forces intended to disable “German” public security functions, while regional diversity has emerged from a systematic and organizational perspective, presently an empirical research rooted in the reality of activities at a detailed level has yet to mature. “What kinds of factors were behind public security practices by the German police as they occurred at the scene?” This study provides one such examination.

「三田学会雑誌」102 巻 3 号（2009 年 10 月）

連合軍進駐直後におけるドイツ警察の治安実践と住民感情

——ゲルゼンキルヒェン市警が「特記」した外国人犯罪（1945 年）——

金　田　敏　昌

（初稿受付 2009 年 7 月 23 日，
査読を経て掲載決定 2009 年 9 月 24 日）

要　　旨

ドイツにおける戦後警察の歴史研究は，今世紀になって萌芽の兆しをみせ始め，一部で連合軍占領期を対象とする分析の深化が図られている。しかし，「ドイツ的」な治安機能を解除すべく占領軍が試みた警察政策の「成果」を巡って，制度・組織上の地域的な多様性が明るみに出たものの，末端レヴェルの業務実態に根ざした実証研究は，本格的な段階に到達していないのが現状である。ドイツ警察による治安実践の「現場」は，如何なるファクターによって突き動かされていたのだろうか。本稿は，その一考察である。

キーワード

脱警察化，非武装警察，武装外国人，犯罪（性），住民感情

第 I 章　課題と史料状況

①　先行研究と問題意識

本稿の課題は，連合軍管理下に置かれたドイツ警察の現場における治安状況を明らかにし，この現場の動向に果たした住民感情の役割を実証的に考察することにある。(1)

こうした問題に関する先行研究を振り返ると，実証的な歴史研究はきわめて少ないというのが現状である。そのなかで，米軍占領下バイエルン州警察を対象としたフュルメツは注目すべき論点を提起している。1997 年の論文で彼は，州警察の「月刊報告書」を分析し，情報統括の上層部による統計操作や民意創作の事実を暴きだした。(2) とくに「外国人犯罪」を巡って，州警察は，現場から切

（1）　ドイツ警察史の研究動向については，矢野久「犯罪史　ドイツ史からの展望」『社会経済史学の課題と展望』社会経済史学会編（有斐閣，2002 年，440–452 頁）をみよ。筆者は，近代以降のドイツ警察の歴史研究の成果をふまえて，戦後ドイツ警察の歴史研究にかかわる論点提示を行った。金田敏昌「ドイツにおける警察史研究の成果と課題」『三田学会雑誌』100 巻 2 号（2007 年 7 月，107–123 頁）。

（2）　Fürmetz, Gerhard, ‘Betrifft: Sicherheitszustand’ –Kriminalitätswahrnehmung und Stim-

り離された制御可能な「危機的状況」を絶えず「でっちあげる」ことで警察力を担保する機会を維持したという。

続いて，1998 年の論文でフュルメツは，住民による情報提供に対する警察の対応に目を向け，警察が住民との日常的な接触から恣意的に情報を整理，統合，操作する局面を析出した[(3)]。稀に警察と住民との「コミュニケーション」が成立した領域として彼が注目するのは，「ふしだらな女性」である。この「好ましからざる分子」や「反社会的家族ならびに分子」の摘発にあたって警察は，住民から寄せられる情報に頼るだけでなく，些細な情報を恣意的に解釈することさえあったという。

さらに，2001 年の論文においてフュルメツは[(4)]，1950 年代にかけて交通警備隊が専門化する過程を明らかにしたが，そのなかで日常的な交通監視活動には住民からの自発的な協力が存在したとする事例を紹介している。警察は，住民から監視活動報告を受け取ったものの，「法廷で利用できない些細な密告の数々に」拒絶反応を示したという。このように，彼の議論の核にあるのは，警察が権限を担保すべく，「成果」をあげるために，「上から」，「犯罪（者）」や住民と作為的に関わっていたとする点である。

しかし，「月刊報告」を分析した 1997 年の論文において，外国人を巡る住民感情に関して「下からの」実態的把握はなされず，98 年以降の論文ではドイツ人社会内部の「現場」が問題とされたにすぎない。したがって，フュルメツによって扱われなかった問題は，治安実践の末端レヴェルにおいて，現場の警察（官）が外国人犯罪にいかなる対応をみせ，課題意識をたかめるに至ったのか，その際，住民感情が求めていたものは何であったのかである。

そこで本稿では，連合軍が進駐して間もない時期に自治体警察化したゲルゼンキルヒェン市警に焦点を当てるとともに，市警が末端レヴェルの現場の動向を直に占領軍に報告した文書を用いて，外国人犯罪を巡る治安実践の実態を明らかにする。とくに，外国人犯罪に関する市警の記述において，市警の課題意識と住民の治安感情がいかなる連関を形成して表明されていたのかを突き止める。ドイツ警察の治安実践において住民が果たした役割は，本格的に考察されてこなかったのが現状である。したがって，占領軍がドイツの国事警察機構を解体し，危険予防・犯罪訴追課題に機能制限しようとした「いわゆる脱警察化[(5)]」がいかなる実態をともなって展開したのかについて，この事例

---

mungsanalysen in den Monatsberichten der bayerischen Landpolizei nach 1945, in: *1999: Zeitschrift für Sozialgeschichte des 20. und 21. Jahrhunderts*, H. 3, 1997, S. 39–54. 警察の主観が三人称（man）で語られていたという。

(3) Fürmetz, Last oder Hilfe für die Polizei? Anzeigen, Meldungen und Denunziationen im Nachkriegsbayern, in: *Sozialwissenschaftliche Informationen*, 27. Jg. / H. 2, 1998, S. 138–143.

(4) Fürmetz, ‘Kampf um den Straßenfrieden’: Polizei und Verkehrsdisziplin in Bayern zwischen Kriegsende und Beginnender Massenmotorisierung, in: *Nachkriegspolizei: Sicherheit und Ordnung in Ost- und Westdeutschland 1945–1969*, hrsg. v. Fürmetz / Reinke, Herbert / Weinhauer, Klaus, Hamburg: Ergebnisse, 2001, S. 199–228.

研究をとおしてミクロの視点から理解を試みたい。

② 史料状況

ゲルゼンキルヒェン市では，進駐直後から 10 万人以上の人口を数えたことにより自治体警察化が図られるとともに，英国モデルに則った一大改革を長期に亘って経験する数少ない都市に含められるが，史料状況とのかかわりにおいて見逃せないのは，同市立公立文書館に比較的豊富な市警文書群が現存する点である。したがって，同市警は，「脱警察化」の実態を分析するうえで格好の対象となる。[6]

市警文書の伝達体系について理解を深めるために，まずドイツ警察の再編に関する占領軍規定をみよう。英軍占領下では，1945 年 9 月 25 日の「英占領地区ドイツ警察システムの再編に関する命令」[7] が英占領軍による正式なドイツ警察の改革綱領として発表されたが，この「命令」は，進駐軍の安全確保とドイツ警察の機能制限による弱体化を目的として運用された連合国派遣軍最高司令部の「ドイツ警察指導要領」[8] 及び，「ドイツ警察官庁指導者宛て指令」[9] が規定した個々の指針を受け

---

(5) 1970 年代のドイツにおける事典解説の一例では，この戦後警察の過程について，概念的理解にもとづく記述にとどめられており，ドイツにおいては伝統的に警察が果たしてきた「行政警察」を解消し，「執行警察」に機能制限する局面が戦後になって到来したという。Knemeyer, Franz-Ludwig, Polizei, in: *Geschichtliche Grundbegriffe: Historische Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, Band 4*, hrsg. v. Brunner, Otto / Conze, Werner / Koselleck, Reinhart, Stuttgart: E.Klett, 1978, S. 875–897, hier S. 895ff. 比較的近年になって，ドイツ史研究は，ドイツ警察が行政領域に至るまで多岐に亘って携わった「現場」に目を向け始めた．しかし，とくに戦後期を扱った研究は，ほとんどないのが現状である。Vgl. Lüdtke, Alf, Einleitung: ‘Sicherheit’ und ‘Wohlfahrt’. Aspekte der Polizeigeschichte, in: *‘Sicherheit’ und ‘Wohlfahrt’ : Polizei, Gesellschaft und Herrschaft im 19. und 20. Jahrhundert* , hrsg. v. Lüdtke, Frankfurt a. M.: Sharkamp Verlag KG, 1992, S. 7–33; Fürmetz / Reinke / Weinhauer, Nachkriegspolizei in Deutschland: Doppelte Polizeigeschichte 1945–1969, in: *Nachkriegspolizei*, S. 7–33.

(6) 2005 年になって，ゲルゼンキルヒェン市域を対象とした警察史研究がゴッホの編集のもと論文集として公刊された。この試みは，近代から現在に至る都市史を「警察の社会史」として分析しようとした点において関心をひくが，「犯罪性」の問題は本格的に扱われず，自治体警察期を手がけたネーテンによる現場の描写も分析の域に達していない。Noethen, Stefan, Die Gelsenkirchener Polizei zwischen Kriegsende und Verstaatlichung 1945–1953, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei: Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg. v. Goch, Stefan, Essen: Klartext, 2005, S. 286–313.

(7) Auszug aus der “Instruktion über die Reorganisation des deutschen Polizeisystems in der britischen Zone vom 25. September 1945”, in: *Das Polizeirecht einschließlich der Polizeiorganisation*, Pioch, Hans-Hügo, Tübingen: Mohr, 1952, S. 193ff.

(8) Richtlinien für die deutsche Polizei(German Police Directive), in: Stadtarchiv(StdA) Gelsenkirchen(Ge)/0 305.

(9) Anweisung an die Vorsteher der deutschen Polizeibehörde (Instructions to Chief of German Police Agencies), in: StdA Ge/0 305.

継ぐところが多かった。史料体系とのかかわりで目を向けたいのは，「指令」が規定したドイツ警察の書類提出義務に関する条項のなかでも第17節が日々の犯罪事件及び，「逼迫する不穏」に関して遅滞のない報告を，第18節が「日・週・月・年間統計報告の写し」の提出を求めた点である。このような報告書群について，現存するゲルゼンキルヒェン市警文書には，連合軍が進駐して間もない時期に作成されたものが比較的多数含まれており，そのなかには，市警が残した外国人犯罪に関する記述のみならず，住民が寄せた陳情・告発文が収められていることもある。以上の点から，一連の市警文書のなかで外国人犯罪を巡って，一方で市警自身の課題認識が，他方で住民の治安要求がいかなる連関を有して記述化されていたのかを明らかにすることが可能となる。

本稿で分析を付す史料群は，以下に分類される。第一に，ゲルゼンキルヒェン市警察長官ゾヴァイン [在職：1946年4月8日–53年9月30日] による『年度報告』[(10)] である。各巻は，組織・人事・業務上の経過を概観するとともに，各種統計を収録している。ただし，45年の犯罪統計は登場しない。一方で占領直後の警察の境遇に紙面が割かれており，利用価値は高い。第二に，日々の事件記録から活動報告にかかわる雑多な市警文書である[(11)]。注目すべきは，その史料としての質である。これらの文書には，欠損及び書式の不統一がみうけられるが，却って内容に富む記述も多く，外国人犯罪に直面して，社会や当局がどのような認識を形成したのかを探ることが可能となる。さらに，一次史料は，同市立公文書館の史料体系として，「警察」のファイル群に収まりきるものではない。とくに見逃してはならないのは，初夏の「外国人らによる略奪行為」がもたらした「食糧供給の危機」に即して，食糧局が手がけた文書群である[(12)]。

以上に掲げた問題意識と史料状況をふまえて，次章以降ではまず，市警の『年度報告』を用いて弱体化を余儀なくされたドイツ警察の「現場」を概観する（第II章）。続いて，日々の事件記録及び，定期的な活動報告において市警が伝えた外国人犯罪の動向を整理するともに，その実態に迫る（第III章）。さらに，記述に富む個々の市警文書のなかに，外国人犯罪に市警がみせた対応を明らかにし，その際，外国人犯罪に対する社会内部の意識動向がいかなる役割を果たしのかを突き止める（第IV章）。最後に，民意動向に対する市警の向き合いかたを検討することによって，「現場の脱警察化」の一形態を明るみにだす（第V章）。ただし，占領軍による治安業務の実態とメディアにおける治安認識については，本稿では扱わない。

---

(10) Chef der Polizei Gelsenkirchen(CdP), *Die Gelsenkirchener Polizei: Jahresbericht 1945–1948*, o.O. 1949.

(11) StdA Ge/0 2696, Lageberichte der Polizei an die Besatzungsbehörde, 2.6.1945 –31.8.1945.; StdA Ge/0 2697, Lageberichte der Polizei, 1.9.1945–28.9.1948.

(12) StdA Ge/0 3068, Plünderungen durch Ausländer usw.

第II章　「新しい」現場

本章では，ゲルゼンキルヒェン市警『年度報告』における警察長官ゾヴァインの回想を主な材料として，ナチス・ドイツの崩壊と連合軍の進駐がドイツ警察にもたらした「新しい」現場の状況を概観する。

①　旧国事警察から自治体警察へ

まず，同市の地理的位置と歴史的経過を整理しておこう[13]。現在のゲルゼンキルヒェン市域は，ライン・ヘルネ運河を隔てて南に位置する旧ゲルゼンキルヒェン市と，北に位置するブーア市及びアムト・ホルストとが合併するに至った1928年の自治体改組に由来する。当時の警察機構をみると，同市警察局は，第5警察監督官庁としてミュンスターに位置するレックリングハウゼン国事警察本部の指揮下に置かれ，旧市域のみを管轄した。30年になってブーア警察局はゲルゼンキルヒェン警察局に編入されることとなり，ゾヴァインによれば，39年の「標準的で安定した状況において」，治安警察はおよそ800人，刑事警察は100人の定員を擁した。本稿では，運河を隔てた南部一帯を旧ゲルゼンキルヒェン，北部一帯をブーア地区とする呼称を用いる。

次に，占領直後における市警再編の経過をみよう[14]。米軍進駐直後に両地区に設置された警察機構は，1945年4月13日に第23局として市政に編入され，警察局長ホフマンが，「従来の国事警察課題」を占領軍から引き受けることとなった。本稿とのかかわりで重要なのは，5月初旬の動向である。市警が5日に市政第21局に配置転換され，7日には米軍に代わって英軍が同市に進駐した後，11日になって33年に解雇された元市長ツィンマーマンの市長としての復職が，市助役会議において決定の運びとなった。このようにして，ホフマンを経てツィンマーマン及び，軍政部に提出された市警文書について，6月以降に作成されたものが多数現存する。

②『年度報告』にみられる犯罪性

『年度報告』においてゾヴァインが占領直後の時期を回顧するにあたってまず目が向けられたのは，「途方もない物騒」な状況である[15]。「犯罪性（とくに略奪行為や武装襲撃・強奪の如き暴力犯罪）が未曽有の増加」を示した。約1400の爆孔と瓦礫の山で155000平方メートルにわたる車道が交通不能に陥ったことによって，「強奪及び略奪分子」の行動が容易となり，「電話網が破壊され，電線と

（13）CdP, *Jahresbericht*, S. 3ff. u. 34.

（14）CdP, *Jahresbericht*, S. 7; StdA Ge/0 306, Darstellung der Verhältnisse in der Stadt Gelsenkirchen in der Zeit nach dem Zusammenbruch.

（15）CdP, *Jahresbericht*, S. 7f.

水道管が中断されたこと」もまた,「一部の首尾よく組織された武装集団」につけこまれるところとなったという。この状況下でストリートに溢れ返ったのは，彼によれば,「収容所から解放された外国人労働者や逃亡犯」であり,「殺人・強奪・強盗略奪行為が日常茶飯事となった。」「暴力行使を躊躇しないストリートの暴徒」が略奪の対象としたのは,「街並みの全て」に及び,「通行人は自転車や貴重品が強奪され」,「抵抗を試みた者は，即座に，射殺されるかあるいは虐待された」という。このような状況下で警察業務の現場には如何なる「新しい」変化があったのだろうか。

③「新しい」現場

まず警察官の生活に目をむけよう。[16] 第一に住居問題は，1948 年になっても改善されることはなかった。ゲルゼンキルヒェン市警全体の約六分の一にあたる職員が「衛生的に欠陥のある空間」に「住んでおり」,「風雨を凌げない」など「往々にして住居としては認めがたい」のが実情であった。第二に，占領初期の警察官の栄養状態について，警察衛生医が行った調査によると，47 年夏になっても市警職員の大半が栄養不良に陥っていた。実員 647 名のうち，598 名を対象に実施されたこの調査では，315 名（53 %）が「栄養不良」，224 名（37 %）が「ぎりぎり可」と診断され,「良好」な栄養状態にあるのは，59 名（10 %）のみであった。さらに，州内相指令で実施された 48 年春の調査においてさえ,「標準体重」及び「肥満」とされた市警職員は，全体の 13 %にすぎず，警察官の栄養不良状態が浮き彫りとなる。

警察官の業務環境に目を転じよう。[17]「崩壊」を経て日々の警察業務は,「物質的基盤」を失い大きな困窮に直面しており,「事務室用家具，タイプライター，用紙でさえが不足する」状況であった。旧秩序・保安警察配備の警察犬 16 頭も戦災で失われていた。現場の機能不全のなかでも興味深いのは，刑事係警察官の職場に関するゾヴァインの描写である。ほとんどの執務室は，風雨を凌げず，かろうじて使えた部屋では,「平均して 8～10 人の刑事係官が一室で業務に当たらざるをえなかった」。また，捜査資料や犯罪登録カードは戦災で失われるか処分されたため，容疑者の取り調べも円滑に進まず，犯罪記録体系の構築が危急の懸案となっていた。これらの描写が示すように市警は，犯罪捜査に必要とされる物的基盤を著しく欠いていたのである。

占領初期における人員情勢についてもゾヴァインは，逼迫した状況を伝えた。[18] 職業教育を受けた警察官には，一方で国防軍の撤退命令が届かなかった者が，他方で 1933 年の政治的事由にもとづく解雇者が数えられたが，その数はごく僅かに過ぎなかった。このため,「臨時警察官」として調達された警察要員の大部分は，住民の推薦に頼るがままの「門外漢」とならざるをえなかったという。また，犯罪容疑者と同様に，警察官を志願する者についても，綿密な身元調査が見込めず，身体検

(16) CdP, *Jahresbericht*, S. 27ff.
(17) CdP, *Jahresbericht*, S. 7, 19 u. 54ff.
(18) CdP, *Jahresbericht*, S. 20f.

査や適性審査についても人員・設備・マニュアルを欠いていたために，彼らの採用基準は，「単に志願者が醸し出す外見でしかなかった」。

このようにして「寄せ集められた」人員の動向を 1945 年 6 月から翌年 1 月時点にかけての時期についてみると[19]，治安係では 158 名から 286 名の増員が図られたが，刑事係では 55 名から 69 名へと僅かな増員にとどまった。一方で，臨時警察人員は，223 名から 160 名へと減少の一途を辿った。39 年の「標準的な」人員状況には程遠かったことが明白である。さらに，同様に常勤・臨時警察人員の入退状況についてみると，双方とも増員傾向にあるものの 45 年における臨時警察官の解雇によって「異常な人事変動」が起きていた。嘱託勤務に就いた 266 名の臨時警察官のうち 106 名が職を解かれ，なかでも懲戒解雇が 69 名に上る状況にあって，「秩序だった業務行使」は再三にわたり支障を来していた。

このようにみると，市警に「新しく」与えられた業務環境は，治安回復に有効な手段を獲得するには程遠い状況であったことがわかる。この治安能力を欠いた市警が日々記録した事件を分析すると，「未曾有の増加」を示した武装集団は，外国人であることが判明する。そこで次章では外国人犯罪を考察する。

第 III 章 「特記すべき」外国人犯罪

現存する市警文書には，1945 年 6 月以降に作成されたものが多い。各分署の雑多な報告書と並んで，旧ゲルゼンキルヒェン地区第一刑事係の「日誌」，ブーア地区第二刑事係の「特記すべき事件」と題された事件記録において数百件に上る外国人犯罪事件が夏にかけて記録されるとともに主要機関に提出された。本章では，この外国人犯罪の動向を整理するとともに治安状況の実態を解明する。なお，被害者の個人情報は伏せることとした。

① 「蔓延」する外国人犯罪

連合軍の進駐直後に外国人犯罪を記録した警察文書の所在は不明であるが，被害者から遅れて提出された告発を記録した市警文書が，1945 年 5 月にかけての集団略奪事件を伝えている[20]。6 月 5 日付の「日誌番号 1267」は，4 月 14 日のポーランド人 80–100 名によるビール醸造所略奪事件を，同日付「日誌番号 1271」は，4 月 23 日の「オストアルバイター（東方労働者）」約 20 名による O 農場略奪事件を伝えている[21]。さらに，5 月 9 日付の「ブーア地区ドイツ警察指導者」による報告書

(19) CdP, *Jahresbericht*, S. 26.

(20) パーカー英軍少佐と市長との間で交わされた 1945 年 5 月 20 日付の会談において，同月 20 日以前に届けられた強盗略奪事件は占領軍指揮官によって「もはや処理されることはない」とされた。Besprechung mit Major Parker am 23. Mai 1945, in: StdA Ge/0 303.

は，[22]「ここ数日にわたる一連の略奪行為」について，8件の外国人犯罪を記録するとともに，実際の件数は，「よりいっそうに膨大なもの」であり，「外国人の略奪行為は，沈静化しているのではなく，一層増大している」とした。このように，占領直後から外国人の略奪行為が蔓延していたことを警察文書が伝えている。

次に簡約な記述で処理された個々の事件記録を用いて，1945年6月以降の動向に目を向けよう。6月19日付の「特記すべき事件に関する件7–9」[23] をみると，ブーア地区の路上で同月16日10時30分頃，「さらに」16時30分頃，「さらに同時間帯」に「オストアルバイター」及び，「ポーランド人」による自転車等の強奪が起きており，外国人による通り魔事件が「日常茶飯事」であったことがうかがえる。個々の事件記録には，犯行グループとして「ロシア人」や「外国人」，「外国人（民間）労働者」とする呼称も頻繁に登場している。[24] さらに，占領軍兵士を装った外国人犯罪も多く記録された。[25] とくに重要なのは，記録に登場する外国人集団の大半が「武装（bewaffnet）」もしくは，「銃を携帯（mit Schußwaffen）」していた点である。被害の内容について，通り魔強盗では，自転車や腕時計をはじめとする物品が強奪の対象となった。男性労働者のみならず，広範な住民層が外国人犯罪の被害者に数えられ，老人・女性・傷病者に対する襲撃・強奪行為もしばしば記録された。[26]

それだけではなく，夜間の住居，倉庫，工場，商店，菜園，農場被害も，頻繁に記録された。[27] とくに食糧品工場や農場は，食糧供給事情の悪化に伴って繰り返し大規模な略奪の対象となった。相次いだ略奪事件のうち，1945年6月18日付の第二刑事係文書によると，T精肉・缶詰工場に侵入を試みた外国人労働者らは，「工場から英軍歩哨に続く電話線を事前に切断」[28] し，組織的且つ計画的な犯行に及んだ。このT精肉・缶詰工場，上述のO農場をはじめとする経営関係者が，相次ぐ略奪被害から警察に対して苦情を「再三」申し立てたことも事件記録から浮かび上がってくる。簡約

---

(21) Kriminal-Inspektion(K) I, an die Militärregierung(Mil.Reg.) in Gelsenkirchen, Gelsenkirchen(GE), 5.6.1945, in: StdA Ge/0 2669.

(22) Leiter der deutschen Polizei, Bericht, Buer(BU), 9.5.1945, in: StdA Ge/0 303.

(23) K II, Betr.: Besondere Vorkommnisse, BU, 19.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.

(24) K I, an die Mil.Reg. in Gelsenkirchen, GE, 5.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 16. Polizei-Revier (Pol.Rev.), an S., Betr.: Wichtige Vorkommnisse, GE, 23.6.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(25) K I, an den kommissarischen(k.) Oberbürgermeister(OB) in Gelsenkirchen, GE, 28.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; K I, an den k. OB, GE, 6.7.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(26) K I, an die Mil.Reg. in Gelsenkirchen, GE, 5.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; K I, an die Mil.Reg. in Gelsenkirchen, GE, 5.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; K, an Z., Betr.: Bericht von Vorfällen, GE, 9.10.1945, in: StdA Ge/0 2696; K I, an die Mil.Reg. in Gelsenkirchen, GE, 5.6.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(27) K I, an d. Mil.Reg. in Gelsenkirchen, GE, 5.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; K II, Betr.: Besondere Vorkommnisse, BU, 10.7.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(28) K II, Betr.: Bandendiebstahl in der Nacht zum 18. Juni 1945, GE, 18.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.

化された書式を用いて「特記」された事件記録から浮かび上がるのは，武装外国人集団による略奪行為の蔓延である。

② 犯行の内実

大部分の事件記録は，簡約な記述を用いて処理されたが，その一方で，記述に富む一部の事件報告には，犯行の経過が記録されたものもある。食料品店 M に「オストアルバイター」2 名が押し入った事件を伝えた 1945 年 6 月 18 日付の「日誌番号 1762」[29] によれば，犯行の最中，拘束された女性販売員らはピストルで脅され暴行を受けた。犯行を終えた犯人は，女性商店主に向けて，「警察に通報するな。さもないとめちゃめちゃにするぞ。今日家に帰るんだったら，お前を箱詰めにしてやる」と言い放った。このように武器を用いて被害者を脅迫して犯行に及ぶケースは，事件記録の多くに留められている。

一方で，第 16 分署エーゼルグリム巡査が 1945 年 6 月 28 日に報告したところによると[30]，鉱夫 A が路上でロシア人 3 名に自転車と靴を強奪される被害に遭った事件において，「ロシア語が堪能な被害者は，ロシア人と友好的に意思の疎通を図った」というケースも存在した。結果的に，「別のロシア人 9 名が突如溝から現れ，ピストル一丁を用いて彼を脅した」ため盗品の奪還は叶わなかったが，先の 3 名とは「折り合いがつき」，A を逃そうとする局面もあったという。「暴力行使を躊躇しない」外国人犯罪とは異なる局面がみいだされる点は注目に値する。

同巡査による 1945 年 6 月 14 日の報告には[31]，S 農場に馬車で乗り付けた武装ロシア人 5 名が 300RM を支払って芋と豚を「強奪」した事件が記録されている。同月 28 日付の「特記すべき事件 5.)」[32] は，ブーア・レッセ一帯の農家に対して外国人キャンプ収容員が，「ただし，代金を支払って」15–20 リットルの牛乳を持ち去る事件が連夜相次いだことを報告している。被害者は，「略奪しつくされることを唯々恐れるがばかりに」，牛乳を差し出したという。この事例から明らかになるのは，「有無を言わさぬ暴力行使」よりはむしろ，住民間で広く抱かれた未然の暴力に対する不安が犯行を助長したという点である。

被害者が自力で犯人を捕まえ警察に突き出すケースもあり，1945 年 6 月 29 日付の「特記すべき事件 2.)」[33] は，武装外国人 4 名が労働者 D から自転車を奪った路上強盗事件を伝えているが，D は翌日には犯人 1 名を拘束し刑事係に引き渡した。その際，押収されたピストルには「薬きょうが込められていなかった」。銃を用いて物品を脅し取る数百件の事例から，銃武装が外国人犯罪の脅威と

---

(29) K I, an den k. OB in Gelsenkirchen, GE, 18.6.1945, in: StdA Ge/0 2696.
(30) 16. Pol.Rev., Bericht, GE, 28.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.
(31) 16. Pol.Rev., Bericht, GE, 14.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.
(32) K II, Betr.: Besondere Vorkommnisse, BU, 28.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.
(33) K II, Betr.: Besondere Vorkommnisse, BU, 29.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.

犯行の利便性を増長させたことが明らかとなる。

武装外国人による武器使用が脅迫行為にとどまる事件が多数みうけられる一方で，発砲と射殺に至るケースも事件記録に留められている。1945 年 6 月中旬には外国人による殺人事件が相次いだが，そのなかでも「B 夫人宅押し入り強盗殺人事件」は，複数の警察文書に記録されるとともに，1950 年代になってニーメラーが編纂した『ゲルゼンキルヒェン市年代記』にも収録され，「とくに甚だしく重大な殺人行為[34]」の様相を呈した。現存する市警文書をみると，事件直後の第 1 刑事係「早朝報告[35]」は簡約な事件記録に留まっているが，早朝から夕方にかけての捜査動向を報告した刑事係官ライマンの報告書群から以下の二点が判明する。第一に，初動捜査の経緯について報告書毎に内容の食い違いがあるものの，市警よりも先に占領軍当局が現場に赴き捜査を開始した[36]。第二に，ライマンが被害者の事情聴取に携帯した外国人の写真はもとよりキャンプの管轄権自体が占領軍にあり，ドイツ警察にはキャンプに自由に出入りする権限が認められていなかった[37]。このように犯罪捜査の業務基盤を欠いたドイツ警察における現場の動向は，1945 年 7 月 14 日付の「特記すべき事件 2.[38]」にもみてとれる。この事件について，農場主 Q らの家畜小屋から 1400RM 相当の牛を盗み去った犯人の痕跡がフェルトハウゼンの外国人キャンプに続いていたことが初動捜査により判明したが，「キャンプへの立ち入りが許可されなかったので，捜査は始められなかった」。

以上，1945 年初夏にかけて市警が事件記録に残した外国人犯罪の動向を概観した。蔓延をみせた武装外国人犯罪について，一部の事件記録は，当事者間の融通が図られるという幅広い事実を示す一方で，恐怖の連鎖が傍若無人な振る舞いを助長するといった犯行過程をも垣間みせた。さらに，

---

(34) Niemöller, Wilhelm(Bearb.), *Stadt Gelsenkirchen: Jahres-Chronik für das Jahr 1945*, in: StdA Ge/0 308, S. 112. 事件は，21 日の深夜 1 時 30 分頃に，B 夫人宅にロシア人労働者およそ 15–20 名が侵入したことに端を発した。被害は略奪にとどまらず，B 夫人は射殺，姉 C 婦人は強姦のうえ射殺，娘 B は弾丸が「左こめかみにあてがった手から脳を貫通し右耳へ突き抜ける」重傷を被るまでに至った。

(35) K I/5, Morgenmeldung, GE, 21.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.

(36)「私が現れたときに，B 夫人と C 婦人の遺体は寝床にあったが」，これは「英軍兵士によって横たえられた」ものであり，さらに，現場を訪れた英軍将校が近郊の「オストアルバイターキャンプ」収容員の取調べを申し出ているが，午後にはブーア・エルレのキャンプで一連の盗品が発見されるとともに，疑わしき人物 2 名の逮捕が同将校から伝えられたことが第 16 分署報告から判明する。16. Pol.Rev., an S., Betr.: Raubmord in Gelsenkirchen, X-straße (str.), GE, 21.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; K I(gez. v. Krim.Sekretär Reimann), GE, 21.6.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(37) 一方，ライマンは日中，「まだ完全に意識のあった」娘 B に対して二度にわたって事情聴取を実施し，英軍将校から借り出したロシア人の写真を用いて犯人の特定を試みた。事件当日の捜査では犯人が確定されなかったが，キャンプから姿をくらましたロシア人男性の妻たちに盗品の衣類が分配されていたことについて，翌日もブーアの指揮官が引き続き捜査に当たることがライマンの報告によって伝えられた。16. Pol.Rev., an S., Betr.: Raubmord am 21.6.1945 in Gelsenkirchen, X-str., GE, 21.6.1945, in: StdA Ge/0 3068.

(38) K II, Betr.: Besondere Vorkommnisse, GE, 14.7.1945, in: StdA Ge/0 2696.

僅かに残された捜査記録からは，外国人の取り締まりに対する裁量を決定的に欠いた市警の内情がみえてくる。これらの事情をふまえて，次節では，外国人の「犯罪性」の実態を明るみにだすとともに，市警が武装外国人犯罪を「特記」した動機を探ってみよう。

③ 「犯罪性」の実態

多くの事件記録から浮かび上がった武装外国人の犯罪性は，当時の治安状況をどの程度まで実態的に反映していたのだろうか。第 1 刑事係の「活動報告：1945 年 7 月 1–15 日」[39] によると，確かに，記載された総告発件数（容疑者数）459 件（1258 名）のうち，ドイツ人による犯行は 199 件（254 名），外国人犯罪は 249 件（984 名）であり，外国人容疑者数は全体の 78 %にも上った。しかしその一方で，犯罪件数は全体の 54 %に抑えられている。1 件当たりの容疑者数でみると，ドイツ人の 1.3 名に対して外国人は 5.8 名であり，外国人犯罪が著しく集団性を帯びていた。しかし犯行の内容をみると，14 件の殺人と傷害行為に及んだのは全てドイツ人であった。これは，警察長官ゾヴァインが『年度報告』で回想した治安状況とは大きく異なっており，実際に市警報告書をみると，ドイツ人犯罪は「特記」されることなく，武装外国人の「犯罪性」が可視性を強めて記述されていたことが明らかとなる。

特筆に値するのは，この外国人の「犯罪性」がたかめられるに至った契機を探ると，少なからぬ事件記録において外国人による犯行が推測（vermuten）されていたという事実に突き当たる点である。1945 年夏以降，外国人犯罪は激減するとともにドイツ人の犯行に関する事件記録が増加するが[40]，この局面において見逃してはならないのは，「犯人は外国人と推測される」や「犯人はおそらく外国人であろう」といった表現が姿を消し[41]，新たに「犯人は不明」や「嫌疑不明」とする記述がなされるようになった点である[42]。7 月にかけて頻繁に事件記録に登場した犯人の推測について，被害者・目撃者によって「キャンプ方面に逃走した」こと，市警の捜査によって「痕跡がキャンプ方面に続いていることが確認された」ことが根拠となったケースが事例の一部を占めているが，事例の大半では，根拠が明記されておらず，捜査資料も存在しない。そのため，市警による捜査動向の全貌を突き止めることはできないが，市警は，容疑が確定しない多くの犯行をも「特記」して，外国人犯罪の課題性を確保し，占領軍に伝えていたという事実が本章において明るみにでた。次章では，この

---

(39) Tätigkeitsbericht der K I über die Zeit vom 1. bis einschließlich 15.7.1945, GE, 16.7.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(40) 外国人犯罪の減少は，7 月におけるポーランド人・ロシア人キャンプの解体と本国送還によるものと考えられる。k. OB, Bekanntmachung, GE, den 12.7.1945, in: StdA Ge/0 301.

(41) K II, Betr.: Besondere Vorkommnisse, BU, 27.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; K I, an das Polizeiamt (Pol.Amt), Betr.: Berichte von Vorfällen, GE, 2.8.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(42) K II/1a, Tätigkeitsbericht über besondere Vorkommnisse, BU, 21.8.1945, in: StdA Ge/0 2696.

課題性が現場レヴェルにおいて警察官と住民のいかなる感情に支えられていたのかを検討する。

第 IV 章　外国人犯罪の撲滅に向けて

本章では，警察（官）による記述のみならず住民の告発・陳情文や行政各局の文書を分析し，実際に外国人に対峙して，一方で市警はいかなる対応をみせ手立てを講じ，他方で住民はどこに何を求めたのかを突き止める。はたして双方の思惑は，一致をみせたのだろうか。

①　なす術もなき警察官

日々の業務報告書からは，外国人に対峙して現場の警察官がとった行動も浮かび上がってくる。1945 年 7 月 5 日 1 時 30 分頃に 40 ないし 50 名の「オストアルバイター」が U ストリート一帯で，「大声で叫び，発砲を加えながら」，略奪行為に及んだ。第 21 分署巡査長フィリップによると[43]，臨時警察官ロイターが銃撃に遭いながらも同署に辿り着き，1 時 45 分にサイレンが発せされた。これを受けて自宅待機の臨時警察官 4 名が現場に急行したが，住民の証言によると，犯人は「サイレンが鳴り響くと逃走を図った」。この事例が示しているのは，電話網が機能しないなかで，初動対応が遅滞を余儀なくされていたという治安業務の内情である。

同年 7 月 19 日付の「特記すべき事件 4.)[44]」は，規定の執行業務もままならない現場の実態を伝えている。グラードベックの旧捕虜収容所での家具償却にあたって，家具旧所有者ドイツ人労働者 Z は，刑事係官シュティル及びバイゼンブルフが「いくら説得を試みても取りつく島がない」状態にあり，マインベルク刑事係事務官が Z の手を離れることになった別の家具を回収すべく現れたところ，「憤激した」Z は，傍にあった肉包丁をつかみ，続けて手斧をも振り回した。注目すべきは，この事態に外国人が加わってくる点である。Z は，H と称するイタリア人に「援軍を呼びにやらせた」ため，警官 3 名は「業務を遂行できなかった」というのである。このように，市警は執行措置の妨害行為にも対処する術を失っていたのである。

それだけではなく市警は，突き止めた犯人を逮捕する手立ても欠いていた。1945 年 6 月 17 日，身体障害者とされる男性 J は路上で武装外国人 3 名による暴行と金品強奪の被害に遭った。彼は電話で第 16 分署に，連日の被害は同一犯によるものとして告発を申し立て[45]，同署は翌日に捜査報告書を提出した[46]。これによると，同署が捜査に乗りだしたところ，「巡回警官 1 名（臨時警察官ノルテ

---

(43) 21. Pol.Rev., an S., Bericht, Betr.: Raubzug von Ostarbeitern, GE, 5.7.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(44) K II, Betr.: Besondere Vorkommnisse, BU, 19.7.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(45) Strafanzeige vom Invalide J., GE, 18.6.1945, in: StdA Ge/0 3068.

(46) 16. Pol.Rev., GE, 21.6.1945, in: StdA Ge/0 3068.

ンマイアー)」は犯人3名を発見したが．身分を明かすと「三度にわたって」,「立ち去らないと射殺する」と犯人に脅されたため,「なす術もなく引き返した」。これは,「パトロール隊が武器を所持していなかった」ことによるものであった。

さらに，犯人の身柄を確保したところで市警は監視業務に不備を来していた。市警拘置所勤務22分署巡査長シュナイダーが1945年6月21日に「通報」[47] したところによると，同日15時30分頃，庭で自由時間にあったポーランド人抑留者5名がシュナイダーの許可を得て,「棒で毛布の埃落としを始めた」直後,「彼らはおそらく逃走を図るために，本官を打ち負かそうと」,「威嚇的な態度をとり，棒を手に近寄ってきた」。「本官は，武器等を所持するにあらず，監視室に待機する同僚たちに援助を要請すべく，一旦引き返した」。この間に同抑留者は，庭の壁をよじ登り脱走した。この事例においても非武装警察官の弱さが露呈している。

このように，外国人との接触をとおして現場の警察（官）が問題化したのは，非武装によって「なす術もない」治安能力の現状である。さらに市警文書をみていくと，この苦境にフラストレーションを募らせた市警が事態を打開すべく，再武装を要求する経緯が明らかになる。次節で検討しよう。

② 再武装要求の根拠

第17分署報告にもとづいて作成された1945年7月7日付の市警文書「L食料品店における集団窃盗事件に関する件」[48] には，事件の概要が一切みうけられない。記載されているのは，治安維持のイニシアチヴが市警にはなかったことに対するフラストレーションである。契機となったのは，現場を管轄する同署が本件について,「まだ何も知らされていない」ことであった。夜間の治安業務が「署舎の安全確保と軍政部に指示された警備」に制限され，警察官は,「まさにすべての市民のように」，外出禁止令の「監視下にあった」からである。注目に値するのは，不満が「言及されないまま放置されてはならない」とされ，その矛先が本件の内容をこえて,「依然としていかなる武器も」市警に配備されていないことに向けられた点である。

このように脆弱な市警が事態の打開策として再武装を要求したことは，数多くの記録に示されている。例えば，治安係警察本部が作成した1945年6月2日付の「活動報告：5月1日–5月31日」[49] では，一貫して外国人犯罪が問題とされているが，4月に比して市内中心部では,「襲撃，略奪，窃盗あるいはむしろ自転車窃盗」の激化に緩和の傾向がみられたものの，実のところ,「郊外所轄，とりわけ第16，17，19及び，29分署」では「これらの惨害に悩む」状況であった。一方，報告対象

(47) Pol.Gefängnis, Meldung, GE, 21.6.1945, in: StdA Ge/0 3068.

(48) Pol.Amt, Betr.: Bandendiebstahl im Lebensmittelgeschäft L., hier, P-str., GE, 7.7.1945, in: StdA Ge/0 3068.

(49) Pol.Amt, Tätigkeitsbericht für die Zeit vom 1.5.–31.5.1945, GE, 2.6.1945, in: StdA Ge/0 2696.

期における告発総数は，「窃盗 90 件，侵入窃盗 168 件，強盗 27 件，殺人 2 件，集団窃盗 28 件，自転車窃盗 62 件」となっている。しかし，そのうち外国人犯罪の占める割合を示すことなく，「武装外国人に対してなす術もなき警察は，住民に保護を提供することができない状況にある」ことを問題視するとともに，これを根拠に，「警察の再武装要求が如何に正当であるか」と強調する。この事例をとおして，外国人犯罪に関する統計が警察外部には伝えられなかったことが明らかとなる。

この点を裏付けるのが，食糧局文書である。悪化する食糧事情から食糧局も略奪被害に対する措置を講じていた。1945 年 5 月 25 日の市助役会議は，警察力強化を軍政部にはたらきかけることで合意し，食糧局長グローゼ＝ボイマン博士が警察局長ホフマンに一連の事件記録の提出を要請した。[50] それをうけて，6 月 14 日付で軍政部ポール少佐宛てに「外国人労働者による強盗襲撃と略奪行為」[51] に関する報告書が作成された。同報告は，「日誌」や「特記すべき事件」をはじめとする市警文書にもとづいて，とりわけヘスラー・ショルヴェン地区で激化する農園被害，T 精肉・缶詰工場の相次ぐ強盗襲撃事件，日常茶飯事となった自転車強奪事件にくわえて，「5 月後半だけでも男性 3 名（うち 1 名は経営委員）が外国人労働者によって射殺された」事態を伝えている。食糧局は，「連合軍の巡回パトロールの強化か，ドイツ警察の武装によってのみ」，事態が打開されるとした。注目に値するのは，グローゼ＝ボイマンによる書類提出要求に対して，ホフマンが 6 月 4 日付で「本官は，残念ながら事件に関する過去の統計を掌握していない」[52] と回答し，外国人犯罪の統計的な把握が不可能となっていた点である。

このように，市警から外部に伝えられた外国人犯罪の動向は，「特記」されたものに限られていた。市警が当時の犯罪統計を正確に把握する能力を欠いていたのか，意図的に隠ぺいしたのかについて，資料から突き止めることはできない。しかし，市警文書の記述において，外国人犯罪の問題化と武装警察の正当化との間に強い連関が生みだされ，外部にも伝えられていたことが判明する。本章では最後に，ドイツ警察の武装化が武装外国人犯罪から住民を保護する手段となりえるという市警の見解において，民意動向の果たした役割を明らかにする。

③　住民の危機意識

本節では，警官による調査記録のみならず，住民から寄せられた陳情文を用いて住民レヴェルにおける治安感情の動向を分析する。まず，占領初期のゲルゼンキルヒェン市において住民の陳情・告発がどのように処理されていたのかをみておこう。占領直後から市政・占領軍要職者の間で交わ

---

(50) Ernährungsamt (Ern.Amt), an Hoffmann, GE, 30.5.1945, in: StdA Ge/0 3068; Pol.Amt (Z), an Dr. Grosse-Boymann, GE, 4.6.1945, in: StdA Ge/0 3068.

(51) Ern.Amt, To: 113 Mil Gov Det – z.Hd. Herrn Major Paul –, Betr.: Raubüberfälle u. Plünderungen durch ausländische Arbeiter, GE, 14.6.1945, in: StdA Ge/0 3068.

(52) Pol.Amt, an Grosse-Boymann, GE, 4.6.1945, in StdA Ge/0 3068.

された会談の内容を記録した文書によると，1945 年 4 月 17 日に米軍指揮官は，住民の陳情をとりまとめ占領軍に具申する市政部局の特設を指示したが，当局を経て「実現性のない要求は，端から受け付けられない」との意向を示した。[53] この点は，翌週の会談において強調され，「占領軍が住民に煩わされないように」，掲示を省みず軍施設に陳情に現れる住民を「追い払うべく」，警官の配置が要請された。[54] このように住民の陳情が市長を介して限定的に占領軍に届けられる一方で，市警は独自の回路を有して住民から寄せられる情報を処理してもいた。第一に，「特記すべき事件」をはじめとする日々の事件記録や業務報告は，警察局長ホフマンを介して「軍政部に直接届けられた」。第二に，1945 年 11 月以降，英軍政部公安局の要請により，市長ツィンマーマンが定期的に市政各局の業務報告を統括し「情勢報告」を作成する「以前から長期にわたって市警は，独自に『情勢報告』を提出していた」。[55]

以上の点をふまえて，外国人犯罪に対する住民感情の動向をみてみよう。前章でも示唆したように，危害に対する恐怖が犯行を助長したことは，多くの事例でみられる。[56] 1945 年 6 月 29 日に第 16 分署巡査長スロベックが住民の通報にもとづいて作成した文書は，略奪や暴力行為に対する恐れから「必要以上に」金品を手放す住民の動向を報告している。巡査長キッセルによる 28 日付の報告も，[57] 事務職員 U の告発にもとづいて，連日の被害にもかかわらず，「報復を恐れて届け出ることができない」近隣住民の心情を伝えている。また外国人犯罪に対する「なす術もない」状況は，とくに事業者の陳述に多くみいだされる。7 月 7 日の第 2 刑事係報告書では，[58]「オストアルバイターの振舞いになす術もない」，「大多数の商店主」の苦情が問題とされた。一連の T 精肉・缶詰工場への押し入り強盗事件については，6 月に入って英米監視員が撤収した後に関係者が数回にわたって陳情に赴いたことがわかっている。[59] 娘 T は，6 月 7 日に「昨夜，<u>またしても外国人が</u>缶詰工場に<u>侵入した</u>（下線，原文）」が，「相次ぐ侵入が覚悟されうるので」，常設警備を要望している。しかしながら，同月 18 日になっても男性 T が，「強調したいのは，侵入者は武装していること」であり，「警備に尽力されることを繰り返し懇願する」と申し立てており，関係者は不安感を募らせていたことが判明する。

---

(53) Besprechung mit dem Commanding Officer am 17.4.1945 nachmittags, in: StdA Ge/0 303.

(54) Besprechung mit dem Commanding Officer am 23.4.1945, in: StdAGe/0 303.

(55) k. OB, GE, 15.11. und 19.11.1945, in: StdA Ge/304.

(56) 16. Pol.Rev., an S., Betr: Bandenunwesen in den Umgebung von Bulmke u. Hüllen, GE, 29.6.1945, in: StdA Ge/0 2069; 3068.

(57) Pol.Meister Kissel, Bericht, Betr.: Überfälle und Verwüstungen am Ostfriedhof und Bickererhöfe, GE, 28.6.1945, in: StdA Ge/0 3068.

(58) K I, an den k. OB, GE, 7.7.1945, in: StdA Ge/0 2696.

(59) Wolfgang T. (i. Michael T.), an das Ern.Amt. und das Pol.Amt, Buer, Betr.: Nächtlicher Bandeneinbruch in meinem Betrieb und Raub von wichtigen Lebensmitteln, Konserven und Fleischwaren, BU, 18.6.1945, in: StdA Ge/0 3068; Frl. Elisabeth T., GE, 7.6.1945, in: StdA Ge/0 3068; Ern.Amt, GE, 18.6.1945, in: StdA Ge/0 3068.

農場被害を巡る事例に目を向けよう。1945年6月14日付の「日誌番号1677/45」[60]にはヘスラーの農場主2名の陳述書が収められている。とくに注目に値するのは農場主Oの陳述である[61]。「すでに数回」警察に赴き，占領軍の保護が「工業や製粉業」に限られており，ヘスラー一帯についても「しかるべき措置」を「再三にわたって強調」してきたOの事例の重要性は，彼の外国人認識の仕方にある。彼は，被害を詳述すると，「私の農場では一度たりともオストアルバイターあるいは，ロシア人が働いたことはありません。（下線，原文）したがって，ここでは報復行為が問題になっているとは考えられないのです。」という。この発言の内容が示しているのは，「ここ以外」の一定の住民層では，戦時中の強制労働者による報復行為に対して恐怖心が抱かれていたという点である[62]。

このように，外国人犯罪に対する住民の危機感情は，現実の被害のみならず未然の暴力行為に対する恐怖心によっても支えられていたことがいっそう露わとなる。ただし，陳述にあたって警察官が被害者にどのような質問をなげかけたのか，誰が手書きの下線を用いて内容を強調したのか，市警が住民の陳情を記述する際に，内容の取捨選択があったのかどうかについては，留意が必要である。しかし，市警が記録した住民の治安要求において，外国人犯罪の被害者が求めた「しかるべき措置」の実施主体に占領軍か警察かの別はなく，ましてドイツ警察の再武装が言及されることはなかった点が明らかとなる。この点において露わとなるのは，未然の暴力と報復に対する恐怖から生みだされた外国人の「犯罪性」は，再武装要求に直結することはなかったが，市警内部において再武装化の正当性と連関づけられた外国人犯罪の課題性を強める役割を果たしたということである。

第V章　結論的考察

まず本稿の考察から明らかになった諸点をまとめてみよう。第一に，ドイツ警察の「崩壊」を経て，ゲルゼンキルヒェン市警は治安回復に必要とされた人員・設備・装備を著しく欠いており，そのため，ドイツの国事警察が占領軍によって解体され，危険防除・犯罪訴追課題に機能制限された治安業務の現場でさえ市警の手に負えない状況に陥った。第二に，それゆえ，略奪行為の激化に直面して市警は，武装外国人犯罪を「特記」することによって，この犯罪の重大性を占領軍に伝えた。ただし，この課題性は，必ずしも治安状況の実態を反映していたとはいいがたく，一部で憶測をともなう外国人の「犯罪性」認識によっても支えられていた。第三に，外国人取り締まりの管轄権は占領軍の手中にあったが，現場業務において外国人との接触が避けられなかった市警は，極度の弱体

(60) K I, an die Mil.Reg., den k. OB und den Klaus O., Tgb. Nr. 1677/45, GE, 14.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.

(61) Abschrift (gez. v. Landwirt O.), GE, 14.6.1945, in: StdA Ge/0 2696; 3068.

(62) Vgl. Herbert, Ulrich, *Fremdarbeiter: Politik und Praxis des "Ausländer-Einsatzes" in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Berlin: J.H.W.Dietz, 1985, S. 341ff.

化が図られた治安能力の現状を身をもってしることとなり，フラストレーションを蓄積した。第四に，この市警の危機意識から生みだされた再武装の要求は，市警文書において外国人犯罪の課題性と密接に連関づけた記述をとおしてたかめられた。第五に，事件の対処にあたって，市警は，初動の動機を住民から「再三に亘って」寄せられる陳情や告発にみいださざるをえなかった一方で，これらの情報を独自に統括して占領軍へ伝える機会も有した。第六に，住民は未然の暴力行為に対して不安を募らせ，治安当局に対して「しかるべき措置」を要求した。この危機意識は，一部で戦時中の強制労働者の報復行為に対する恐怖心によって支えられてもいた。しかし，外国人に対して住民が抱いた問題意識は，ドイツ警察の武装化に直結するものではなかった。

以上の点から露わになるのは，市警が警察内部で外国人犯罪の課題性を強めることで再武装要求の正当化を図ったという恣意的な課題認識の実態であるが，市警がこのようにして武装化の正当性を確保しようとした背景には，ドイツ警察の武装に関する占領軍規定の地域性がある。(63) 英軍占領下で警棒を含めた武装が認められるのは，1945 年 11 月 6 日の「管理理事会指令 16 号」においてである。それまでは，第 I 章でみた「指令」の第 23 節によって，「警棒をも含む」全ての武器と弾薬が「貴官」から没収されていた。米軍占領下では，すでに 7 月 7 日に「ピストルと警棒以外の武装は禁止」されていたことと比べると，英占領下のドイツ警察にとって非武装警察化は，長期にわたる懸念事であった。

この事態を打開すべく，市警はなぜ，再武装要求の正当性をたかめる根拠として武装外国人犯罪の問題を中心に据えたのだろうか。すでに統計を示したように，武装外国人の「危機」は，必ずしも犯罪動向の全貌を反映したものではないとはいえないものの，犯行の集団性という点において，外国人犯罪の特性が顕著にあらわれていることは確かである。しかし，武装自体は，外国人による犯行に特有の現象ではなかった。市警文書に記録されたところによると，ゲルゼンキルヒェン市では，ドイツ人による武器隠匿事件が発生しており，1945 年 5 月末に英軍当局は，「いかなる類の武器弾薬もドイツ警察に届け出るように」，住民に対して「最終警告」を発したほどである。(64) むしろ，市警が外国人犯罪を問題化する背景には，外国人に対する固有の危機感情があり，とくに未然の暴力・報復行為への恐怖から外国人に対して「犯罪性」を知覚した住民の動向が市警文書の記述において一定の役割を果たしたのである。

---

(63) Werkentin, Falco, *Die Restauration der deutschen Polizei: Innere Rüstung von 1945 bis zur Notstandsgesetzgebung*, Frankfurt a.M / New York: Campus Verlag, 1984, S. 30ff.; Noethen, *Alte Kamerade und neue Kollegen: Polizei in Nordrhein-Westfalen 1945–1953*, Essen: Klartext, 2003, S. 91.

(64) Bürgermeister(Buer), Proclamation, BU, 24.5.1945, in: StdA Ge/0 301. 「最終警告」が発せられた後も同様の事件は発生しており，6 月 4 日付の市警文書に残された記録によると，米軍施設から銃器を盗み出したドイツ人 3 名が「たまたま行われた家宅捜査」によって逮捕されていた。K.II., BU, 4.6.1945, in: StdA Ge/0 2096.

市警が，外国人の「課題性」に再武装要求の根拠をみいだしたというのは，確かにフュルメツのいう外国人犯罪の「でっちあげ」に通ずる局面であった。さらに，住民の保護要求が再武装要求にすりかえられたという点も，警察が恣意的に住民に接したという彼の指摘と相似をなしている。しかし，市警内部で外国人の犯罪性を創出する回路は，現場を介して住民感情と密接にかかわりをもって作用を来したのであり，この現場の動向は，バイエルン州警察の上層部における情報統括業務の実態に迫ったフュルメツの研究では明るみにでることはなかった。さらに，この局面は，非武装警察に固執した英軍占領地域において重大な意味をもつ。「脱警察化」の実態は，住民の動向を含めたドイツ警察における「現場」総体の動きを反映していたからである。

（経済学研究科後期博士課程）